

平成25年(東)第277号 和解仲介手続申立事件

申立人 外990名

被申立人 東京電力株式会社

和解案に対する回答書

平成26年2月7日

原子力損害賠償紛争解決センター 御中

被申立人代理人弁護士 棚 村 友 博

同 龜 屋 佳 世 乃

同 小 林 優 譲



標記の件につきましては、貴センターから、平成25年12月20日付け和解案提示理由書が提示され（以下、「本件和解案」といいます。），中間指針追補第2に規定された精神的苦痛に対する慰謝料とは別に、平成23年6月30日から平成25年3月31日までの期間、一人あたり月額7万円の慰謝料の賠償をすることが相当であるとの和解案が示されています。

被申立人としては、これまでも主張してきたとおり、本件和解案において示されている慰謝料についての考え方は科学的合理性の見地等から相当ではないと考えております。その理由については、以下のとおりです。

1 「申立人らの抱いている放射線被ばくへの恐怖や不安について」の判断の点

(1) 本件和解案の第1（理由）1において、上小国及び下小国、並びに石田及び月輪のうちの申立人らの住居及び周辺地域において、「本件事故後一貫して伊達市内の他の地域に比し明らかに高線量の傾向にあり、」「申立人らの住居近辺には、特定避難勧奨地点と同程度の線量の地点が相当程度存在したものと推認される」

と述べられている。

しかしながら、申立人らが提出した各々の居住地の放射線量（甲20）によると、自主的避難等対象区域である福島市（乙13～乙16）及び相馬市（乙24～26）において、本件事故から約3ヶ月後、約1年後等の各時期で、これらの地域と同等またはこれを上回る値が観測されている地区が多数存在していること、また特定避難勧奨地点の指定にあたり判断要素の一つとされる年間20ミリシーベルに比するような各居住地内の測定結果も存在しないことをからすると、このような推認は相当ではない。

(2) なお、同和解案の理由においては、特定避難勧奨地点設定にあたって国の委託をうけて電気事業連合会が実施した放射線量の測定方法について、「測定地点、測定回数、測定時期等の点において申立人らが測定結果に高い信頼を置くことができるようなものではなかった」と述べているが、当該判断に至る具体的・客観的理由が何ら示されておらず、また、伊達市における特定避難勧奨地点の指定においては、文部科学省が実施したモニタリング調査の結果を踏まえて、国が地元自治体である伊達市とも協議の上で決定したものであるところ（乙2），そのような国による調査および指定の過程について、本手続では実質的に何らの審理あるいは調査がなされていないにもかかわらず、その方法の良否を和解案提示の理由に繋げることは、誤りといわざるを得ない。

(3) 本件和解案の第1（理由）1の末尾において、「このような地域に居住する申立人らが抱く放射線被曝への恐怖や不安は、通常の自主的避難等対象者が抱いているものよりも現実的かつ具体的であり、しかも、格段に大きいものと認められる」と述べられている。

ア しかしながら、申立人の住居における放射線量が、他の自主的避難等対象区域と比較して高いという事情が認められないことは上記(1)に述べたとおりである。

イ 本件事故発生当時を含め、放射線被ばくが人の健康に及ぼす影響については国際的な合意が存在し、低線量被ばくについては健康影響の関係は明らかではなく、そのリスクの程度は喫煙や肥満、野菜不足によるリスクよりも低いものと考えられている。

この低線量被ばくによる健康影響の評価に関しては、政府の要請に基づき放射性物質汚染対策顧問会議の下に設置された「低線量被ばくのリスク管理に関するワーキンググループ」の場において、それまでにおける国内外の放射線被ばくと健康影響に関する科学的知見の整理が行われ、その結果を取りまとめた報告書（以下「WG報告書」という。乙7）のとおりである。

すなわち、放射線による発がんのリスクは、100ミリシーベルト以下の被ばく線量では、放射線リスクの明らかな増加を証明することは難しいとされており（乙7の4頁）、年間20ミリシーベルト被ばくするとした場合の健康リスクは、喫煙、肥満、野菜不足などの他の発がん要因によるリスクと比べても低いとされている（同9～10頁）。また国際放射線防護委員会（ICRP、以下「ICRP」という。）は、100ミリシーベルトを被ばくすると、生涯のがん死亡リスクが約0.5%増加すると推計されるが、このような放射線による発がんリスクは、100ミリシーベルト以下の被ばく線量では、他の要因による発がんの影響で隠れてしまうほど小さいため、リスクの明らかな増加を証明することは難しく、また疫学調査以外の科学的手法でも、同様に発がんリスクの解明が試みられたが、現時点では、人のリスクを明らかにするには至っていないと評価している。

このように、国際的にも合意された健康影響に関する科学的知見に立脚すれば、申立人らの主張する不安や恐怖は漠然としたものであり、和解案で示されたような「具体的、現実的」との評価は相当ではなく、申立人においてはこれらの科学的合理性を覆すような説明はなされていない。

ウ 本事案において、申立人らが具体的にどの程度の被ばくを受けていたのかは、滞在期間や屋外にいた時間等によって異なると考えられるが、この点、申立人からは具体的な立証はなされていない。しかし甲20号証から考慮しても、申立人の被ばく線量は年間20ミリシーベルトを大きく下回ると考えられる。

エ 以上のとおり、国際的にも合意された科学的知見からも、推認される申立人の被ばく線量からも、本件和解案に示された慰謝料を基礎付ける程度の具体的な権利侵害が招来されたとは評価することができない。低線量被ばくについて不安があるとしても、法的な損害の有無については、低線量被ばくと健康影響に関する科学的な知見に基づく判断が必要であり、科学的な根拠を持たない漠然とした不安感に基づいて精神的損害を認定することはできない。

2 「申立人らに生じている実生活上の制限・制約について」の判断の点

本件和解案の第1（理由）2において、申立人の住居付近には特定避難勧奨地点が相当数存在し、特定避難勧奨地点の居住者と生活圏を同じくしている申立人においても、特定避難勧奨地点の居住者に準じた実生活上の様々な制限・制約（甲25、経済産業省作成の平成23年6月30日付け「特定避難勧奨地点」での生活について）が生じていると考えられる旨が述べられている。

しかしながら、上記1で述べたとおり、申立人の住居における放射線量は、他の自主的避難等対象区域と比較して線量が高いという事情は認められず、被申立人は、申立人らに対し、本賠償請求手続きにおいて、中間指針追補等に従い、

自主的避難等対象者に対する賠償を支払っているところである。

また、特定避難勧奨地点は、指定対象となった住居での生活において、甲25において記載された生活上の留意事項等について記載された限度において生活が制限・制約されるものの、広くその「生活圏」での制限・制約を生じさせるものではない。甲25においても、「通勤や通学、買い物を行う場所を含めた生活圏全体に広がるほど地域的な広がりはありません。」と明記されている。

さらに、本件和解案において、「本件地域内の特定避難勧奨地点の居住者と同一生活圏で活動している申立人らについても、特定避難勧奨地点の居住者に準じた実生活上の様々な制限・制約が生じていると考えられる。」の「同一生活圏」の範囲が不明確であり、申立人らが該当するかどうか、申立人らのほかに該当者がいるのかどうかも不明確である。

S 「申立人らに対する慰謝料について」の判断の点

(1) 本件和解案の第1(理由)3において、申立人らが抱いている放射線被曝への恐怖や不安及び実生活上の様々な制限・制約に起因する精神的苦痛は、自主的避難等対象者としての精神的苦痛とは異なるものであって、特定避難勧奨地点の居住者に準じて賠償されるべき損害と考えられる旨が述べられ、さらに、その慰謝料としては月額7万円とするのが相当と考えられる旨が述べられている。

しかしながら、上記1及び2に記載したとおり、申立人らにおける精神的苦痛は、自主的避難等対象者への賠償対象としている日常生活上の様々な制限・制約による精神的苦痛と実質的に同程度のものと考えられ、これと異なる精神的苦痛が申立人らに生じたと認めるることは困難である。また、仮にこれと異なる精神的苦痛が申立人らに生じたとしてもその慰謝料として月額7万円が相当とする具体的な根拠は本件和解案では示されていない。

(2) 本件和解案の第1(理由)3において、申立人らの精神的苦痛は特定避難勧奨地点の設定に伴い現実的かつ具体的なものとなったものであることから、その賠償期間の始期については特定避難勧奨地点の最初の設定の日である平成23年6月30日とすることが相当である旨が述べられている。

しかしながら、特定避難勧奨地点は平成23年6月30日に最初の指定が行われ、同年11月25日に2回目の指定がなされていることから、申立人らにおいて特定避難勧奨地点の居住者に準じて賠償されるべき損害が認められる場合であっても、申立人らにおいては同一の生活圏を有する特定避難勧奨地点が最初の指定と2回目の指定のいずれによるものかの事情が個々に異なるというべきであり、これを考慮せず一律に賠償始期を定めることは不適当である。

以上を踏まえれば、本件和解案において示された慰謝料の賠償の考え方を受け入れることはできず、かかる考え方に基づく和解案については本来受諾することができないといわざるを得ません。

しかしながら、他方で、被申立人としては、本件事故に関する損害賠償に係る紛争について、和解により解決を促進することは重要であると認識しており、本件和解案に示された貴パネルのご判断については、申立人らが、本件事故発生当時、非公表かつ相当数の特定避難勧奨地点に指定された世帯の所在する靈山町上小国、靈山町下小国、靈山町石田及び月館町月館の4つの字に生活の本拠を有しており、これら特定避難勧奨地点に指定された世帯と地理的にも極めて近接しているという特殊な事情を基礎として、個別的・例外的に、申立人らが、特定避難勧奨地点の指定を受けた方々に準ずる被害があるとする申立人らの主張に一定の配慮をしたものと理解されます。そして、本件和解案の提示理由の記載を見ても、このような本件和解案の考え方は、他の自主的避難等対象区域に居住されていた方々に適用されるものではないことが十分に明らかにされていることから、被申立人としては、本件を迅速かつ円滑に解決するという観点から、本件和解案で示された金額については、本申立て限りの解決金的性格を有するものとの理解に基づき、その支払いを受諾いたします。

以上の次第であり、被申立人としては、本件和解案で示された金額のお支払いについては受諾いたしますが、前述のとおり、その理由として挙げられている考え方自体については受け入れることのできないものを多数含んでいることを申し添えるものです。

以上